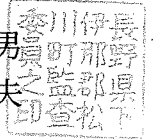


松 監 第 19 号
令和 2 年 1 月 14 日

飯田市鈴加町 2 丁目 16 番地 1
原正治法律事務所
弁護士 原 正治 様
弁護士 原 史織 様

松川町代表監査委員 大島 慎男
松川町監査委員 森谷 岩夫



住民監査請求について (通知)

令和元年 12 月 12 日付けで提起のあった住民監査請求について、次のとおり通知します。

なお、松川町長に対し、記載の「5 監査委員の意見」を通知しましたので申し添えます。

決定書

1 請求人

住所 松川町上片桐 3316 番地 1
職業 会社役員（竹村工業株式会社代表取締役）
氏名 竹村幸宏
住所 松川町元大島 3373 番地 3
職業 農業
氏名 宮澤正典
住所 松川町元大島 5626 番地
職業 農業
氏名 西尾明廣
住所 松川町上片桐 1474 番地 2
職業 農業
氏名 矢澤勇
住所 松川町大島 2314 番地
職業 会社役員
氏名 宮沢朋文
住所 松川町元大島 5138 番地 3
職業 会社役員（竹村工業株式会社取締役）
氏名 松本朗彦

代理人

住所 飯田市鈴加町 2 丁目 16 番地 1
職業 弁護士（原正治法律事務所）
氏名 原正治
氏名 原史織

2 請求年月日

令和元年 12 月 12 日

3 請求の要旨

(I) 請求の対象となる職員

松川町当時町長深津徹、並びに、松川町関係職員

(II) 上記職員の財務会計上の行為

- (1) まず第 1 の問題は、落札範囲の上限値（税込み）である予定価格が、実施設計の価格と同額とされたことである（甲 1 の 2、1 の 5、1 の 8、甲 2 の 2～4、甲 4）。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）

以下、「品確法」という) 第7条第1項第1号において、発注者の責務として予定価格の適正な設定が規定されている。また、品確法第9条に基づいて定められた「公共事業の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下、「基本方針」という)において、「発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における労務、資材、機材等の取引価格変動に対応し、市場における最新の取引価格や施行の実態等を的確に反映した積算を行うものとする」としつつ、「経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共事業の品質確保の中長期的育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引き上げ行わないよう留意することが必要である。」とされている。

そのため、業者から受け取った見積りを活用して作成した予定価格が妥当であるかという判断は、公共事業の発注者(地方公共団体)がその責務として行うことが求められている(甲3・国土交通省への紹介及び回答参照。)

しかしながら、本件予定価格は実施設計者による市場価格とかけ離れた異常に高額な設計価格と同額であり、この予定価格について深津前町長は妥当であるか否か全く判断しておらず、本件予定価格は不当である。

- (2) 第2に、一抜け方式による当該指名競争入札についてであるが、3件全てが一回目の入札で上限値である予定価格の97.9%~99.4%で落札されている(甲1の4、1の7、1の10、甲4)。

松川町では平成31年4月9日以前は、入札に悪影響があるという理由で、設計書(明細書)は一切公開されていない(甲5)。また、今回の入札の単価の大部分は当該入札単独での単価であり、入札時に業者に渡された設計書は金抜きで、備考欄は白紙であり数量だけが提示されたものである。また、項目数は約200~300項目である(甲2の2~4)。従って、本来の手続きによれば、入札業者が落札予定価格の単価を推定することは不可能であり、入札業者の積算金額が実施設計金額の97.9%~99.4%で、一回目の入札で落札されるというような偶然はあり得ないことである。

明らかに、役場内部から落札範囲の上限値である予定価格が入札業者に漏れていると思われる。

- (3) 第3に、本件入札の指名業者と入札結果の問題性である。

ア 本件入札の指名業者とその年商は次のとおりである。

- ① 明和工業・松川設備工業特定建設工事共同企業体
平成28年5月期 約5.9億円
- ② 飯田工業・北原産業特定建設工事共同企業体

平成 29 年 8 月期 約 3.5 億円

- ③ 三笠設備・エビスヤ産業特定建設工事共同企業体

平成 28 年 6 月期 約 3.0 億円

- ④ シノダ設備・大場住設工業特定建設工業企業体

平成 28 年 7 月期約 14.2 億円

- ⑤ 神稲建設株式会社

平成 28 年 6 月期 約 105.5 億円

- ⑥ 株式会社ヤマウラ

平成 28 年 9 月期 約 169.3 億円

なお、特定建設工事共同企業体とは、今回の工事のみを目的とした企業体で、入札資格は企業体オーナーである飯田市の明和工業、飯田工業、三笠設備、シノダ設備が持ち、松川町の業者は単独では入札資格がないので企業体を組んでいる。() 内の数字は有資格社の当該年次の売上げである。(甲 6：商工リサーチ企業年鑑)。

イ 入札結果は以下のとおりである。(甲 1 の 4、1 の 7、1 の 10)。

中学校	神稲建設(株)	83,700,000
中央小学校	明和工業・松川設備工業・特定建設工事同企業体	69,120,000
北小学校	三笠設備・エビスヤ産業 特定建設工事共同企業体	41,040,000

ウ 上記から分かるように、指名業者が、3 億～14 億の売上げの専門業者による特定建設工事企業体と 106 億～169 億のゼネコンが同じ土俵で競争入札を行っている。

また、企業体オーナーの殆どはこれらゼネコンの下請けである。従って、企業の売上げ規模から見ても、また、元請け・下請けという関係から考えても、同じ土俵で自由かつ公正な競争ができるとは思えない。

また、いまだかつてこの様なメンバーでの入札は行われていない。甲 9 の 1～4 は、情報公開で求めた指名業者選定経過の情報であるが、全く情報はなく、ブラックボックスの中である。指名業者の決定にも大きな疑問が残る。

- (4) 第 4 に、予定価格が漏れていたとしても、適正な競争が働いたとしたら、限りなく下限値である予定価格最低制限価格で落札されるはずである。

それが、一回目の入札で落札範囲の上限値である予定価格の 97.9%～99.4%で落札されていることは入札業者において談合が行われている証であり、適正な競争入札が行われていない。

- (5) 以上より、本件入札において、いわゆる「官製談合」が行われたと考えるのが合理的である。

官製談合に対しては、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成 14 年法律第 101 号)が制定されており、また、刑法 96 条の 6 第 2 項に

談合罪が規定されており、本件入札は、場合により刑事処罰の対象ともなる違法かつ不当なものである。

- (6) なお、深津町政 2 期目の平成 27 年度～宮下町政 1 期目の現在（平成 31 年度）まで、1 億円以上の全ての建築工事と 1 抜け方式による今回の小中学校エアコン設置工事の入札は、落札範囲の上限値である予定価格が実施設計価格と同額で、一回目の入札により予定価格の 97.9%～100%で落札されていることも付け加えておく（甲 4）。
ちなみに、長野県の平均落札率は平成 30 年度で全県では 93.1%、松川町のブロックである南信州では 92.7%である（甲 7）。

(Ⅲ) 松川町に発生した損害

本件各工事により、各請負業者が受注した金額から、適正な予定価格を設定し、適正な入札が実施された場合の工事金額相当額を差引いた金額が松川町の被った損害となるものと考えられるため、以下のとおり損害額を算定する。

(1) 松川中学校エアコン設置工事について

ア 町の設計書について、請求人ら（「まつかわ太陽の会」）が調べた市場単価に置き換えた純工事費を積算した（甲 8 参照）。

なお、町の設計書の記載では積算困難だった項目は町の設計書の単価を採用した。

よって、まつかわ太陽の会積算の純工事費：A=36,181,155 円となる。

イ 町の設計書では、経費率=総経費（現場管理費+一般管理費）/ 純工事費=23.1%であるが、今回のエアコン設置工事は既製品のエアコンを単に設置する工事で、それに電源工事が追加されているだけであり、この経費は異常に高額である、そこで、この経費率をまつかわ太陽の会としては、経費率=15% とすると、市場工事価格：B=A×1.5=41,608,328 円となる。

ウ また、落札率については、正当な競争が働いた場合、県のデータ（甲 7）から、落札率は松川町が所属する南信州の平成 30 年度の平均落札率 92.7%を採用し、

落札率=92.7%とする。

エ 以上により、損害金額は、

$$\begin{aligned} & \text{松川中学校エアコン設置工事損害金額：X} \\ & = (\text{神稲建設落札額} - \text{市場工事価格} \times \text{落札率}) \times 1.08 \\ & = (77,500,000 \text{ 円} - 41,608,328 \text{ 円} \times 0.927) \times 1.08 \\ & = 42,043,406 \text{ 円} \text{ となる。} \end{aligned}$$

(2) 松川中央小学校エアコン設置工事について

単価は松川中学校エアコン設置工事と殆ど同じであるため、中学校の損害率を Y とすると、以下のとおりとなる。

$$\text{損害率：Y} = \text{損害額} : X \cdot / \quad (\text{神稲建設落札額} \times 1.08)$$

$=42,043,406 \text{ 円} / (77,500,000 \text{ 円} \times 1.08) = 0.502$
よって、損害額は、 $64,000,000 \text{ 円} \times 0.502 \times 1.08$
 $=34,698,240 \text{ 円}$ となる。

(3) 松川北小学校エアコン設置工事について

同工事についても、単価は松川中学校エアコン設置工事と殆ど同じであるため、上記(2)と同様の損害率で算定し、

$38,000,000 \times 0.502 \times 1.08$
 $=20,602,080 \text{ 円}$ となる。

(4) 以上より、上記(1)ないし(3)で算定した各工事の損害額の合計は 97,343,726 円 となり、これが松川町の被った損害といえる。

なお、町の設計書の記載では、積算困難だった項目は、町の設計書の単価をそのまま採用した。その部分にも、多額の不当な利益が含まれている可能性があり、精査すれば損害金額は更に増額するものと考えられる。

(IV) 請求する必要な措置

前松川町町長深津徹が、その在任中に、平成 30 年度松川中学校エアコン設置工事、同年度松川中央小学校エアコン設置工事及び同年度松川北小学校エアコン設置工事について、平成 31 年 1 月 23 日に実施した指名競争入札において、談合等による不公正な手続により請負業者を選定し、不当に高い価額で請負契約を締結し、その請負代金を支出させたという財務会計上の行為に関し、町の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるように勧告することを求めて、住民監査請求を行う。

4 当監査委員の判断

(I) 主文

本件請求を却下する。

(II) 理由

今回の監査請求は、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求であるが、住民監査請求は、普通地方公共団体の違法若しくは不当な財務会計上の行為により当該団体が損害を被ったときにその損害を補てんするために必要な措置を求めることなどを通じ、住民全体の利益を擁護することを目的とするものである。

本件の平成 30 年度松川中学校エアコン設置工事、同年度松川中央小学校エアコン設置工事及び同年度松川北小学校エアコン設置工事について、不当な財務会計上の行為により、松川町における財産的損失が発生したとされているが、根拠となる損害額の算出において、請求人の個人的思料、または私見を述べているものであって、客観的な根拠となりえない。

また、地方自治法第 199 条第 1 項の随時監査に伴う現場工事監査を令和

元年 9 月～10 月に組織外部の技術専門家による技術的側面からの支援を受け実施した。その範囲では、指名競争入札において、談合があったと認めるに足りる確固たる根拠は認められなかった。

したがって、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求として不適法であると判断した。

5 監査委員の意見

本件措置請求を却下するが、町の入札制度運用に係る町の対応について監査を通じて確認したことを踏まえ、自治法第 199 条第 10 項に基づき、次のとおり意見を述べる。

業者選定の基準及び入札方式の見直しについて

業者選定においては、現在の在り方に限界があり、是正の必要性を感じる。可能な限り情報を収集し、無用な疑念を避ける意味でも選定における必要な条件と根拠を明確にルール化する必要がある。

入札については、必要な条件を提示し、それを満たす企業や企業体の全てに応札の門を開く条件付き一般競争入札方式の検討が必要である。

契約行為は公金の支出が伴い、契約価格の基となる入札行為は極めて厳格な対応を要することとなる。住民に疑念を抱かせることがないように行政運営の適切な執行を切に願うものである。